

年 月 日

誓 約 書

尾道市長 様

住 所 _____
申 請 者 名 _____
連 絡 先 _____

尾道市開業支援補助金を申請するに当たり、次の事項を誓約します。

(誓約事項)

- 1 居住・開業地域の地縁組織（自治会・振興会など）に加入し、地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加します。
- 2 地縁組織の役員や市及び地域の移住促進担当者などから面会の求めがあった場合、面会に応じるよう努めます。
- 3 その他地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。
- 4 開業の日から起算して3年を経過する日までに事業を中止し、又は営業形態を変更し、若しくは事業所を移転しません。
- 5 開業の日から起算して3年を経過する日までに尾道市から転出しません。
- 6 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等（尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（尾道市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前項各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 8 前2項について、必要な場合には、広島県警察本部等に照会することを承諾します。
- 9 前各項の事項に違反があったときは、速やかに市長に報告するとともに、尾道市開業支援補助金交付要綱第14条の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部の返還に応じます。

裏面もご確認ください。

(裏面)

(参 考)

尾道市暴力団排除条例（平成２４年尾道市条例第１３号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。
- (4)～(7)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）（抄）

(定義)

第２条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）（抄）

(暴力団利用行為等の禁止)

第 11 条 何人も、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させてはならない。

(利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表)

第 19 条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- (1)・(2)略
- (3) 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、暴力団の威力を利用し、又はその行う事業に暴力団員に従事させる行為
- (4)略

2～4 略